

京都府公立大学法人内部監査要綱

平成21年3月31日
京都府公立大学法人要綱第25号

(趣旨)

第1条 京都府公立大学法人（以下「法人」という。）が実施する内部監査（以下「監査」という。）については、京都府公立大学法人会計規則（平成20年法人規則第2号。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「組織」とは、京都府公立大学法人組織規則（平成20年法人規則第1号。）第12条に規定する本部組織及び同規則第16条に規定する大学組織をいう。

(監査責任者)

第3条 理事長は、法人本部に属する職員のうちから監査責任者及び監査担当者（以下「監査員」という。）を任命するものとする。

2 前項の規定により任命された監査責任者は、監査の実施に必要な監査員補助者を指定することができる。

(監査の区分)

第4条 監査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 業務監査 法人の業務運営が法令及び法人の諸規程に基づいて適正に執行されているか、効率的かつ効果的に実施されているか等について実施する。
- (2) 会計監査 法人の会計処理が正当な証拠書類により適切に処理され、帳票等が法令及び法人の諸規程に従い適切に記録されているか等について実施する。

(監査の種類)

第5条 監査の種類は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 定期監査 あらかじめ定められた監査実施計画に基づき定期的に実施する監査をいう。
- (2) 臨時監査 理事長が特に命じた事項について臨時に実施する監査をいう。

(監査の通知)

第6条 理事長は、監査を実施しようとするときは、あらかじめ実施しようとする組織の長に対し、必要な事項を通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に監査を必要と認めた場合は、この限りでない。

(監査の方法)

第7条 監査は、実地監査又は書面監査により行う。

(監査員の職分)

第8条 監査員は、第5条第1号に定める監査実施計画により、公正かつ厳格に監査をしなければならない。

2 監査員は、帳簿、書類または現場において監査し、明瞭を欠くものがあるときは、関係職員に質問し、かつ関係資料の提出を求めることができる。

3 監査員は、監査実施の結果知り得た事項について、正当な理由なくこれを他に漏らしてはならない。

(関係職員の立ち会い義務等)

第9条 監査を受ける組織の関係職員は、監査のある間、監査員の行う監査に立ち会い、質問に応じかつ関係資料等の提出を求められたものがあるときは、これを拒んではならない。

(監査の実施報告)

第10条 監査責任者は、監査を終了したときは、速やかに監査報告書を作成し、理事長に提出しなければならない。

(是正改善の措置)

第11条 理事長は、監査の結果、是正改善の措置をとる必要があると認めるときは、直ちにその措置をとり、または当該組織の長にその措置をとることを命じるものとする。

2 理事長は、必要があると認めるときは、是正改善の措置等について、京都府公立大学法人コンプライアンス委員会において協議させることができる。

3 組織の長は、前項の規定による措置を命じられたときは、直ちにその措置をとり、理事長に報告しなければならない。

(他の監査機関との調整)

第12条 監査員は、監事監査および会計監査人監査との重複を避け、監査情報を交換するため、随時、監事または会計監査人と連絡調整を行うものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、内部監査の実施に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年3月31日から施行する。

(経過規定)

1 この要綱の施行前に行われた監査については、この要綱により行われたものとみなす。